

兵庫県公報

平成26年9月26日 金曜日 第2632号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 騒音規制法の規定に基づく規制地域の区域の区分に係る詳細の変更（水大気課）	1
○ 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の区分に係る詳細の変更（同）	1
○ 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に係る詳細の変更（同）	1
○ 臨港地区の分区の指定（港湾課）	1
○ 同上（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
公 告	
○ 平成26年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	3
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	5

告 示

兵庫県告示第858号

昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した地域のうち、稲美町、播磨町、太子町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第859号

昭和48年兵庫県告示第544号の34（悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定）で指定した地域のうち、稲美町、太子町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第860号

昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）で指定した地域のうち、稲美町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

その関係図面は、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第861号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供す

る。

平成26年 9月26日

洲本港港湾管理者
由良港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 臨港地区の名称

洲本都市計画臨港地区

2 分区の区分及び土地の区域

(1) 洲本都市計画臨港地区洲本港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	洲本市塩屋一丁目（地先を含む。）、海岸通一丁目（地先を含む。）
漁港区	洲本市塩屋一丁目（地先を含む。）、港（地先を含む。）
修景厚生港区	洲本市塩屋一丁目（地先を含む。）

(2) 洲本都市計画臨港地区由良港臨港地区

分区の区分	土地の区域
漁港区	洲本市由良町由良（地先を含む。）、由良一丁目（地先を含む。）、由良二丁目（地先を含む。）、由良三丁目（地先を含む。）、由良四丁目（地先を含む。）



兵庫県告示第862号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、臨港地区内における分区を次のとおり指定する。
なお、関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9月26日

阿万港港湾管理者
福良港港湾管理者
津井港港湾管理者
湊港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 臨港地区の名称

南あわじ都市計画臨港地区

2 分区の区分及び土地の区域

(1) 南あわじ都市計画臨港地区阿万港臨港地区

分区の区分	土地の区域
漁港区	南あわじ市阿万塩屋町（地先を含む。）、阿万塩屋町字藤谷589番2、阿万塩屋町字落合598番5から598番6まで、阿万塩屋町字東落合600番1、600番3及び600番6から600番12まで、阿万塩屋町字浜757番221

(2) 南あわじ都市計画臨港地区福良港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	南あわじ市福良（地先を含む。）、福良字祖江甲135番11、135番18及び135番40
漁港区	南あわじ市福良（地先を含む。）、福良字新浜乙1670番1

(3) 南あわじ都市計画臨港地区津井港臨港地区

分区の区分	土地の区域
漁港区	南あわじ市津井（地先を含む。）

(4) 南あわじ都市計画臨港地区湊港臨港地区

分区の区分	土地の区域
商港区	南あわじ市湊（地先を含む。）、湊字新島1360番から1361番まで、湊字湊口978番2、979番3、981番3、982番3、983番1、984番1、985番3、1032番2、1033番3、1035番3、1042番2、1043番2及び1044番3
漁港区	南あわじ市湊（地先を含む。）、湊字新島1361番から1362番まで



兵庫県告示第863号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社アサヒ

代表者の氏名 尤 泰 基

住所 神戸市中央区雲井通5丁目2番1号

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) 神戸三宮駅前ビジネスホテル

所在地 神戸市中央区雲井通6丁目301番

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 平成26年9月26日から同年10月9日まで

- 4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成26年9月26日から同年10月9日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

平成26年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成26年7月10日に次の者を表彰した。

平成26年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所

氏 名 住 所

安藤幸子 神戸市西区

岩崎知子 加西市

- 内 野 栄 子 神戸市西区
- 内 野 晴 美 佐用郡佐用町
- 大 内 久 子 神戸市西区
- 太 田 由紀子 朝来市
- 北 村 和 恵 加西市
- 桑 原 京 子 多可郡多可町
- 坂 西 純 子 尼崎市
- 高 野 さつき 神戸市垂水区
- 竹 橋 美由紀 神戸市須磨区
- 谷 口 久 美 神戸市須磨区
- 鳥 居 栄 子 尼崎市
- 西 口 久 代 神戸市北区
- 能 見 恵 子 朝来市
- 濱 田 真佐美 加古川市
- 平 上 かよ子 洲本市
- 藤 井 四美枝 姫路市
- 藤久保 真 季 宝塚市
- 松 田 美 和 西宮市
- 丸 山 美津子 尼崎市
- 宮 内 絹 恵 神戸市東灘区
- 村 本 洋 子 姫路市
- 安 田 賢 三 神崎郡神河町
- 吉 田 啓 子 三田市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成26年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーふうしゃ上野店
所在地 西脇市上野町西谷162—1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,247平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成26年 8月28日
- 5 届出年月日
平成26年 8月21日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 9月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 篠山市高屋字東山10番の一部、11番1、12番、13番1の一部、16番1、16番3、17番1、19番2、23番、24番
 同 市高屋字堂前ノ坪57番の一部、57番1、58番の一部
 同 市高屋字今谷ノ坪47番、51番、52番1、52番2、52番4
 同 市高屋字門田ノ坪37番1、46番3
 同 市宮田字門田ノ坪182番1、182番3から182番5まで
 同 市西阪本字牧谷ノ坪5番1、6番、6番1、7番から11番まで、12番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 篠山市高屋24番地
 社会福祉法人和寿園 理事 井 貝 潤 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成26年1月10日
 兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-3号(25篠山)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,822

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 667,638



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成26年9月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	56,341
神戸市灘区	35,152
神戸市中央区	33,868
神戸市兵庫区	30,038
神戸市北区	60,976
神戸市長田区	27,021
神戸市須磨区	45,454
神戸市垂水区	60,889

神 戸 市 西 区	66,071
姫 路 市	138,049
尼 崎 市	126,524
明 石 市	79,896
西 宮 市	127,764
洲 本 市	12,912
芦 屋 市	26,296
伊 丹 市	53,251
相 生 市	8,547
豊 岡 市	23,347
加 古 川 市	72,253
たつの市及び揖保郡	30,454
赤穂市及び赤穂郡	18,126
西脇市及び多可郡	17,666
宝 塚 市	62,471
三 木 市	21,951
高 砂 市	25,242
川西市及び川辺郡	52,004
小 野 市	13,129
三 田 市	30,616
加 西 市	12,563
篠 山 市	11,964
養 父 市	7,147
丹 波 市	18,309
南 あ わ じ 市	13,784
朝 来 市	8,899
淡 路 市	13,041
宍 粟 市	11,198
加 東 市	10,593
加 古 郡	17,831
神 崎 郡	12,221
佐 用 郡	5,285
美 方 郡	9,854